

## 府内市町村（京都市を除く）のラスパイレス指数等の状況について （令和5年4月1日現在）

令和6年3月29日  
京都府総務部自治振興課

令和5年地方公務員給与実態調査の結果に基づく府内市町村（京都市を除く）のラスパイレス指数等の状況は別紙のとおりです。

別紙（全6ページ）

## 1. 団体区分別ラスパイレス指数（令和5年4月1日現在）

(ポイント)

- ① 府内市町村（京都市除く）の給与水準は、ラスパイレス指数で見ると、府内市町村平均（職員数による加重平均）で97.7となっており、昨年度から0.4減となった。
- ② ラスパイレス指数が減となった理由として、府内の複数の市町村で職員構成の変動（主にラスパイレス指数の高い職員の退職）があったため。

第1表 府内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

区 分		令和5年 4月1日(A)	令和4年 4月1日(B)	増減(A-B)
府内市町村平均（京都市除く）		97.7	98.1	△ 0.4
府内市平均（京都市除く）		98.8	99.1	△ 0.3
府内町村平均		96.3	96.8	△ 0.5
全地方公共団体 平 均		98.8	98.9	△ 0.1
全国市平均		98.6	98.7	△ 0.1
全国町村平均		96.3	96.3	0.0
参 考	京都府	99.2	99.0	0.2
	京都市	101.4	99.0	2.4

(注) ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。「平均」は全て職員数による加重平均。

## 2. ラスパイレス指数の分布状況（令和5年4月1日現在）

(ポイント)

- ① ラスパイレス指数が100を超える市町村は5団体（舞鶴市、宇治市、長岡京市、京田辺市、大山崎町）である。
- ② ラスパイレス指数が95未満である市町村は5団体（京丹後市、井手町、笠置町、京丹波町、与謝野町）である。

第2表 府内市町村（京都市除く）のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

区 分	令和5年 (A)	令和4年 (B)	増減 (A-B)
105以上	0	0	0
100~105	5	7	△ 2
95~100	15	13	2
95未満	5	5	0
府内市町村計	25	25	

### 3. 市町村（京都市を除く）別ラスパイレス指数の状況（令和5年4月1日現在）

（ポイント）

① 府内市町村のラスパイレス指数の高い順位は、以下のとおりである。

1) 大山崎町      2) 長岡京市      3) 宇治市

② 府内市町村のラスパイレス指数の低い順位は、以下のとおりである。

1) 笠置町      2) 京丹波町      3) 井手町、与謝野町

団体名	令和5年 (A)	令和4年 (B)	増減
			(A-B)
福 知 山 市	99.7	99.7	0.0
舞 鶴 市	100.6	100.8	△ 0.2
綾 部 市	97.8	97.7	0.1
宇 治 市	100.7	101.7	△ 1.0
宮 津 市	96.4	96.9	△ 0.5
亀 岡 市	99.2	99.4	△ 0.2
城 陽 市	99.1	99.2	△ 0.1
向 日 市	99.8	100.2	△ 0.4
長 岡 京 市	101.0	101.1	△ 0.1
八 幡 市	98.9	100.6	△ 1.7
京 田 辺 市	100.4	100.7	△ 0.3
京 丹 後 市	94.8	94.9	△ 0.1
南 丹 市	97.0	96.3	0.7
木 津 川 市	97.4	97.7	△ 0.3
府 内 市 平 均	98.8	99.1	△ 0.3

団体名	令和5年 (A)	令和4年 (B)	増減
			(A-B)
大 山 崎 町	101.9	102.7	△ 0.8
久 御 山 町	98.5	98.7	△ 0.2
井 手 町	94.3	93.4	0.9
宇 治 田 原 町	96.7	96.7	0.0
笠 置 町	93.0	94.0	△ 1.0
和 束 町	97.1	98.1	△ 1.0
精 華 町	98.8	99.0	△ 0.2
南 山 城 村	95.0	96.1	△ 1.1
京 丹 波 町	93.5	93.8	△ 0.3
伊 根 町	96.3	97.5	△ 1.2
与 謝 野 町	94.3	94.5	△ 0.2
府 内 町 村 平 均	96.3	96.8	△ 0.5
府 内 市 町 村 平 均	97.7	98.1	△ 0.4

4. 市町村（京都市を除く）別地域手当補正後ラスパイレース指数の状況  
（令和5年4月1日現在）

（ポイント）

- 府内市町村の地域手当補正後ラスパイレース指数（令和5年4月1日現在）の最高は大山崎町の102.9、最低は笠置町の93.0である。

団体名	地域手当補正後ラスパイレース指数		
	令和5年 (A)	令和4年 (B)	増減 (A-B)
福知山市	99.7	99.7	0.0
舞鶴市	100.6	100.8	△0.2
綾部市	97.8	97.7	0.1
宇治市	100.7	101.7	△1.0
宮津市	96.4	96.9	△0.5
亀岡市	99.2	99.4	△0.2
城陽市	99.1	99.2	△0.1
向日市	99.8	100.2	△0.4
長岡京市	97.5	98.5	△1.0
八幡市	98.9	100.6	△1.7
京田辺市	98.6	98.9	△0.3
京丹后市	94.8	94.9	△0.1
南丹市	97.0	96.3	0.7
木津川市	97.4	97.7	△0.3
府内市平均	98.4	98.8	△0.4

団体名	地域手当補正後ラスパイレース指数		
	令和5年 (A)	令和4年 (B)	増減 (A-B)
大山崎町	102.9	103.7	△0.8
久御山町	102.4	102.6	△0.2
井手町	94.3	93.4	0.9
宇治田原町	96.7	96.7	0.0
笠置町	93.0	94.0	△1.0
和束町	97.1	98.1	△1.0
精華町	98.8	99.0	△0.2
南山城村	95.0	96.1	△1.1
京丹波町	93.5	93.8	△0.3
伊根町	96.3	97.5	△1.2
与謝野町	94.3	94.5	△0.2
府内町村平均	96.8	97.2	△0.4
府内市町村平均	97.7	98.1	△0.4

## 参考【ラスパイレス指数の算出方法】

国家公務員行（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均である。

### 【計算例】

#### （大学卒）

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	3,256	1,917	1,770	6,241,752	5,763,120
1年以上2年未満	3,071	1,984	1,840	6,092,864	5,650,640
2年以上3年未満	3,805	2,053	1,910	7,811,665	7,267,550
3年以上5年未満	6,714	2,181	2,026	14,643,234	13,602,564
5年以上7年未満	6,298	2,348	2,190	14,787,704	13,792,620
7年以上10年未満	7,399	2,548	2,426	18,852,652	17,949,974
10年以上15年未満	9,585	2,935	2,794	28,131,975	26,780,490
15年以上20年未満	11,210	3,404	3,287	38,158,840	36,847,270
20年以上25年未満	12,824	3,722	3,641	47,730,928	46,692,184
25年以上30年未満	12,554	3,966	4,027	49,789,164	50,554,958
30年以上35年未満	8,522	4,051	4,125	34,522,622	35,153,250
35年以上	2,360	4,066	4,195	9,595,760	9,900,200
計	87,598			F 276,359,160	G 269,954,820

#### （短大卒）

1年未満	217	1,686	1,528	365,862	331,576
∴	∴	∴	∴	∴	∴
35年以上	1,080	3,965	4,143	4,282,200	4,474,440
計	7,938			H 25,441,649	I 32,358,944

#### （高校卒）

1年未満	970	1,579	1,401	1,531,630	1,358,970
∴	∴	∴	∴	∴	∴
35年以上	12,629	3,941	4,315	49,770,889	54,494,135
計	43,948			J 148,008,959	K 185,870,033

#### （中学卒）

1年未満	0	0	0	0	0
∴	∴	∴	∴	∴	∴
35年以上	13	3,730	3,873	48,490	50,349
計	38			L 119,935	M 227,095

$$\begin{aligned}
 \text{ラスパイレス指数} &= \frac{G + I + K + M}{F + H + J + L} \times 100 \\
 &= \frac{(269,954,820) + (32,358,944) + (185,870,033) + (227,095)}{(276,359,160) + (25,441,649) + (148,008,959) + (119,935)} \times 100 \\
 &= 108.5527114 \quad \approx 108.6 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}
 \end{aligned}$$

## 参考 【地域手当補正後ラスパイレス指数】

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出する。

### 【算出方法】

地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{ラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}$$

- (注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

国においては、給与構造見直しに伴う給与水準の引き下げについて、経過措置（現給保障）を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当についても段階的に導入し、平成18年度から平成22年度までの5年間で制度を完成している。